

報告第2号関係

学校給食における異物混入防止・対応マニュアル

令和 3 年 9 月

おいらせ町教育委員会

おいらせ町立学校給食センター

<目 次>

<u>はじめに</u>	1
<u>1 異物の定義及び分類</u>	2
(1) 異物の定義	
(2) 異物の分類	
<u>2 異物混入防止対策</u>	3
■給食センター場内における対策と対応	
(1) 食品納入業者の選定	
(2) 食材検収	
■検収時に異物を発見した場合の対応	
(3) 調理過程時	
■調理前に異物を確認した場合の対応	
(4) 給食施設及び設備の点検	
(5) 調理従事者について	
(6) 学校における異物混入の防止と児童・生徒に対する指導	
<u>3 給食センターで異物混入が発生した場合の対応</u>	6
(1) 危険異物の場合	
(2) 非危険異物の場合	
○フロー図【給食センターで異物混入が発生した場合の対応】	
<u>4 学校教室内で異物混入が発見された場合の対応</u>	8
(1) 危険異物の場合	
① 学校の対応	
② 教育委員会の対応	
③ 給食センターの対応	
(2) 非危険異物の場合	
① 学校の対応	
② 給食センターの対応	
○フロー図【学校教室内で異物混入が発見された場合の対応】	
<u>5 事故後の対応</u>	14
(1) 保護者への対応について	
(2) 報道対応について	
【様 式】	
○異物混入事故報告書（様式1）	15

はじめに

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、安全で安心な食事であればなりません。

そのためには、学校給食法の規定に基づく学校給食衛生管理基準を踏まえ、徹底した衛生管理や品質管理・安全確保体制の強化に努めるとともに、調理員、栄養士だけでなく、食品納入業者、学校の教職員等、学校給食に携わる全ての人が連携して取り組む必要があります。

このため、おいらせ町教育委員会では、学校給食における異物の混入防止対策及び異物が混入した場合の取扱いについて、「学校給食における異物混入防止・対応マニュアル」を策定いたしました。

本マニュアルの徹底により関係者一人ひとりが役割を果たし、異物の混入を防ぐとともに、異物発見時に適切に対応することで、学校給食の安全を確保することに努めます。

1 異物の定義及び分類

(1) 異物の定義

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

【厚生労働省監修「食品衛生検査指針」】

ア 危険異物とは

喫食することにより生命や健康への影響が大きいと判断されるもの

イ 非危険異物とは

異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと判断されるもの（ただし取り除くことができない多量の場合は危険異物と考える）

(2) 異物の分類

異物	区分	内容	具体的な物質
危険異物	分類 I	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	針、針金、金属片、ガラス片、鋭利（多大）なプラスチック片、薬物・薬品類
	分類 II	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、クモ、ムカデ、毛虫、ダニなど）、ネズミ（糞）、業務上不適切な取り扱いにより生成したもの（変色、異臭、カビ等）
非危険異物	分類 III	異物自体は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、ビニール片、プラスチック片（分類I以外）、繊維、スポンジ片、小石、植物皮や殻、羽虫等の衛生害虫以外の虫、野菜に付着した幼虫、海産物に付着した貝殻や小エビ。

※ 原則として、原料に由来する物質や食品の変色部分等は「異物」に含まない。
ただし、形状や大きさによっては異物と同様に扱う。

2 異物混入防止対策

学校給食における異物混入の未然防止に向けて、給食センターの各々の作業工程において、各学校や給食センターが点検すべき項目を定める。

■ 給食センター内における対策と対応

検収及び開封時は、複数（2人以上）の調理員や栄養士による目視を徹底し、それ以外の調理過程でもできる限り複数での目視を行い、異物混入の防止に努める。

（1）食品納入業者の選定

- ① 食品納入業者は、衛生管理状況及び食品の取扱い方法が良好で、衛生上信用のできる業者を選定する。
- ② 食品納入業者は、学校給食の意義・役割及び衛生管理のあり方について、調理場と意見交換を行い、衛生管理の啓発に努める。
- ③ 原材料及び加工食品について、製造業者又は食品納入業者が定期的に実施する検査の結果又は生産履歴等の記録を、必要に応じて提出させる。

（2）食材検収

- ① 検収の際は、複数の調理員や栄養士による目視を徹底し、異物混入の未然防止に努める。
- ② 検収は指定の場所において行い、品名、数量、品質、鮮度、袋の汚れ、破れ、その他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無等について点検し記録する。
- ③ 食品は、缶詰、調味料等常温で保存可能なものを除いて、1回で使い切る量を購入する。

■ 検収時に異物を発見した場合の対応

- ① 食品納入業者に混入物を示し、速やかに返品して異物の混入していない物を再度納品させる。
- ② 検収者はその場で食品納入業者に対して、再度発生しないよう注意をする。
- ③ 検収者は給食センター所長（以下「所長」）、栄養士または衛生管理責任者に報告し、対応を協議する。
- ④ 給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）
- ⑤ 食品納入業者には、後日報告書を提出させ、その程度により納入停止または登録の取り消し措置を検討する。

(3) 調理過程時

- ① 開封時、複数の調理員や栄養士による目視を徹底し、下処理・調理前・調理作業中・配缶の調理過程でもできる限り複数で目視を行い、給食への異物混入を未然に防止する。
- ② 調理機器及び調理器具の点検や異物の確認を行い、破損等による給食への異物混入を未然に防止する。

■ 調理前に異物を確認した場合の対応

目視や点検によって異物を確認した場合は、調理が可能かどうかを所長と栄養士に確認し、異物の原因が確認できた状態で所長に最終確認を行い、調理が開始出来るかどうかの指示を受ける。

(4) 給食施設及び設備の点検

- ① 調理場内への関係者以外の立ち入りを禁止し、出入り扉の開閉は速やかに行う。
- ② 調理開始前及び終了後に機器及び調理器具等の点検や異物の有無の確認を行い、破損等による給食への混入を防ぐ。
- ③ 機器等は正しい使用法により使用する。
- ④ 日頃から調理場内の整理整頓を行い、調理場内には異物混入の原因となるものを持ち込まない。

※ 調理場内の機器の修繕及び点検の際に使用する工具類については持ち込んでもかまわないが、修繕及び点検終了後には持ち込んだ工具類は全て調理場内から持ち出すこと。

(5) 調理従事者について

【調理場へは下記の要領で入室する】

- ① 爪は短く切り、マニキュアはしない。
- ② 調理作業に必要な私物（指輪、時計、イヤリング、ピアス、ネックレス、ヘアピン等）は調理場に持ち込まない。
- ③ 白衣、ズボン、帽子は洗濯された清潔なものを着用し、裾や袖から服が出ないようにする。
- ④ 白衣等に糸くずなどのほつれがないか確認し、ほつれが見つかったら補修する。
- ⑤ 白衣のポケットには落下する恐れのあるものを入れない。
- ⑥ マスクは鼻と口をしっかりと覆い、帽子は毛髪をしっかりと覆う。
- ⑦ 調理員相互で身支度の確認を行い、粘着シート等により被服に付着してい

る毛髪や埃、ごみ等の除去を行う。

(6) 学校における異物混入の防止と児童生徒に対する指導

- ① 教室での配食は、学級担任の管理・監督のもと異物が混入しないよう十分注意する。
- ② 給食当番の白衣・帽子等の着用など配食の過程において異物が混入しないよう、十分指導する。
- ③ 各教室とも、コンパスの針、画鋸、ピン、ホッチキスの針、磁石などは散乱しないように整理整頓を指導する。
- ④ 危険物が学校給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導する。

3 給食センターで異物混入が発生した場合の対応

(1) 危険異物の場合

- ① 調理員は作業を停止して異物が混入している食品をそのまま保存し、栄養士・衛生管理責任者に報告する。
- ② 所長に報告し、対応を協議する。(必要に応じて教育委員会と協議)
- ③ 業者には、再度の納品または代替品の納品が可能か確認する。不可能の場合は使用しないで給食を提供する。
- ④ 献立変更等が生じた場合は、学校へ連絡をする。また、代替食品を使用する場合はアレルギーを確認し、食物アレルギーを持つ児童生徒が喫食できるよう対応する。
- ⑤ 混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ、実施する。
- ⑥ 給食日誌等に記録をとっておく(業者名・食品名・異物名・内容・写真等)。
- ⑦ 保護者への対応を学校長、教育委員会で協議し、対応内容によって下校時までには保護者宛ての文書を配布する。

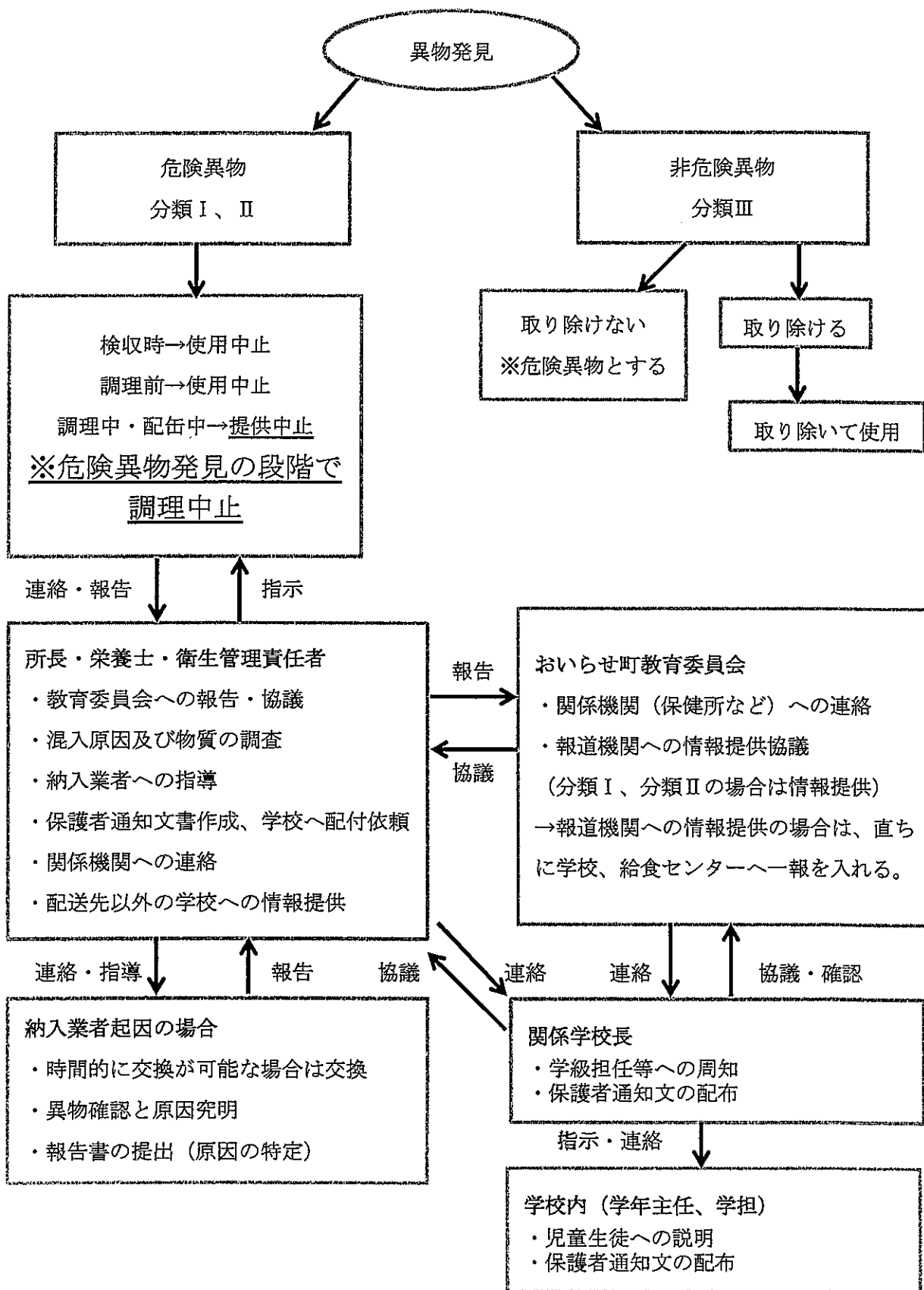
(2) 非危険異物の場合

- ① 異物混入している食品をそのまま保存し、栄養士・衛生管理責任者に報告する。
- ② 所長に報告し、対応を協議する。(必要に応じて教育委員会と協議)
- ③ 異物が取り除ける場合は、取り除いて使用する。
- ④ 異物が多数混入して取り除くことができない場合は、危険異物の場合と同様の対応とする。
- ⑤ 給食日誌等に記録をとっておく(食品名・異物名・内容・写真等)。また、混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。

※ 混入原因が業者に起因する場合

異物が混入している食品を提示して注意を行い、混入原因と今後の対策について後日文書を提出させる。

給食センターで異物混入が発生した場合の対応



4 学校教室内で異物混入が発見された場合の対応

(1) 危険異物の場合

① 学校の対応

- ア 学級担任は直ちに、その料理を食べないように指導し、そのまま保存する。
- イ 児童生徒が口に入れた場合は健康観察を行い、必要に応じて学校医へ連絡する。
- ウ 学級担任は速やかに学校長に混入の状況を報告し、現物確認を行ってもらい指示を仰ぐ（学校長が不在の場合は教頭が判断）。校内放送等で全校に混入のあった料理の喫食停止を指示する。
- エ 学校長は異物混入の状況について、給食センターへ報告する。必要に応じて、異物混入状況を撮影し、給食センターへデータの送信を行う。
- オ 混入献立以外の喫食の再開（または中止）。
- カ 混入した異物が学校現場において混入する可能性がないか調査、検証する。
- キ 担当教員は異物混入した料理をそのまま保存し、給食センターの栄養士又は衛生管理責任者に提出する。
- ク 児童生徒には学級担任等から説明を行う。
- ケ 保護者への対応を学校長、教育委員会（給食センター）で協議し、対応内容によって下校時まで保護者宛ての文書を配布する。

② 教育委員会の対応

- ア 給食センターから報告を受けたら直ちに教育委員会、学校長、所長で対応について協議する。
- イ 異物混入の状況により、他の学校へも影響を及ぼすと考えられる場合は、各学校へ連絡する。
- ウ 報道機関等への情報提供について、教育長、学務課長、所長と協議する。
- エ 報道機関等への情報提供が決定したら、速やかにその旨を学校長に連絡する。

③ 給食センターの対応

- ア 給食センターは報告を受けたら代替りの物を準備して学校へ届ける。できない場合は、その旨を連絡する。
- イ 調理員、衛生管理責任者は混入原因を点検、調査し、所長に報告する。
- ウ 所長は異物混入の状況について、教育委員会へ報告する。必要に応じて、異物混入状況についての画像データの送信を行う。
- エ 混入原因が業者に起因すると考えられる場合は、事情聴取も含め調理場において異物混入している食品を見せ、混入原因の調査と今後の対策を指

示し、後日文書を提出させる。

オ 混入原因が調理場に起因すると考えられる場合は混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。

カ 所長は、保護者への対応を教育委員会と協議し、対応内容によって保護者宛ての文書を作成し、学校へ（印刷）配布を依頼する。

キ 給食日誌等に記録をとっておく（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）。

ク 所長は調査結果などを踏まえ、教育委員会に報告を行う。

（2）非危険異物の場合

① 学校の対応

ア 学級担任は異物を除去し、他の食器に盛り替えるなど安全を確認のうえ給食を提供する。ただし、大量（取り除くことができない量）に混入していた場合は、危険異物と同様に対応する。

イ 学級担任は異物混入した料理をそのまま保存し、学校長に混入の状況を報告し、現物確認を行ってもらう。

ウ 学校長は混入状況を所長又は栄養士へ連絡する。

エ 担当教員は食器返却時に異物が混入した料理を給食センターへ提出する。
（配送運転手へ渡す）

② 給食センターの対応

ア 調理員、衛生管理責任者は混入原因を点検、調査し、所長に報告する。

イ 混入原因が業者に起因すると考えられる場合は、事情聴取も含め調理場において異物混入している食品を提示し、混入原因の調査と今後の対策を指示し、後日文書を提出させる。

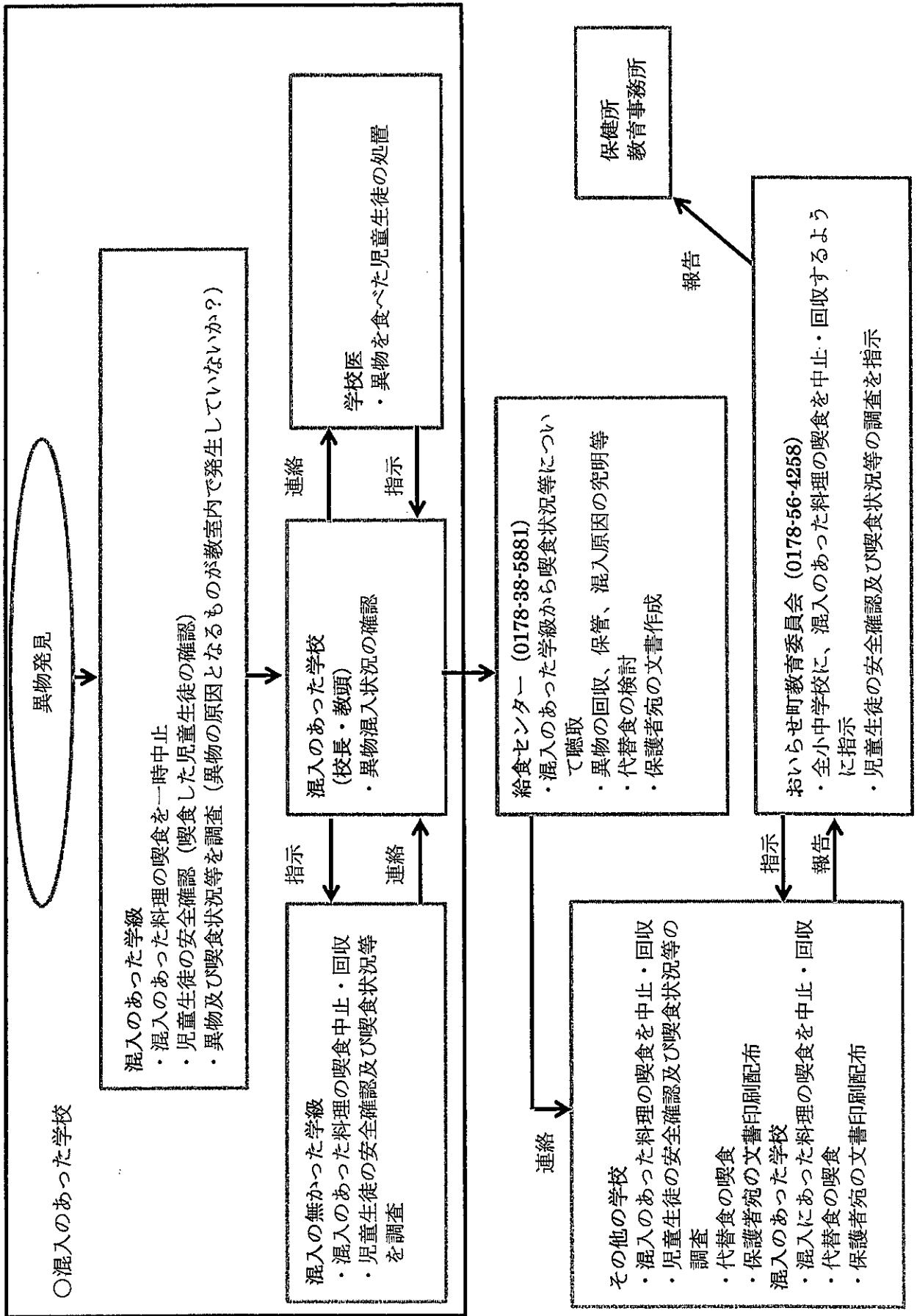
ウ 混入原因が調理場に起因すると考えられる場合は、混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。

エ 給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）

オ 所長は調査結果などを踏まえ、教育委員会に報告を行う。

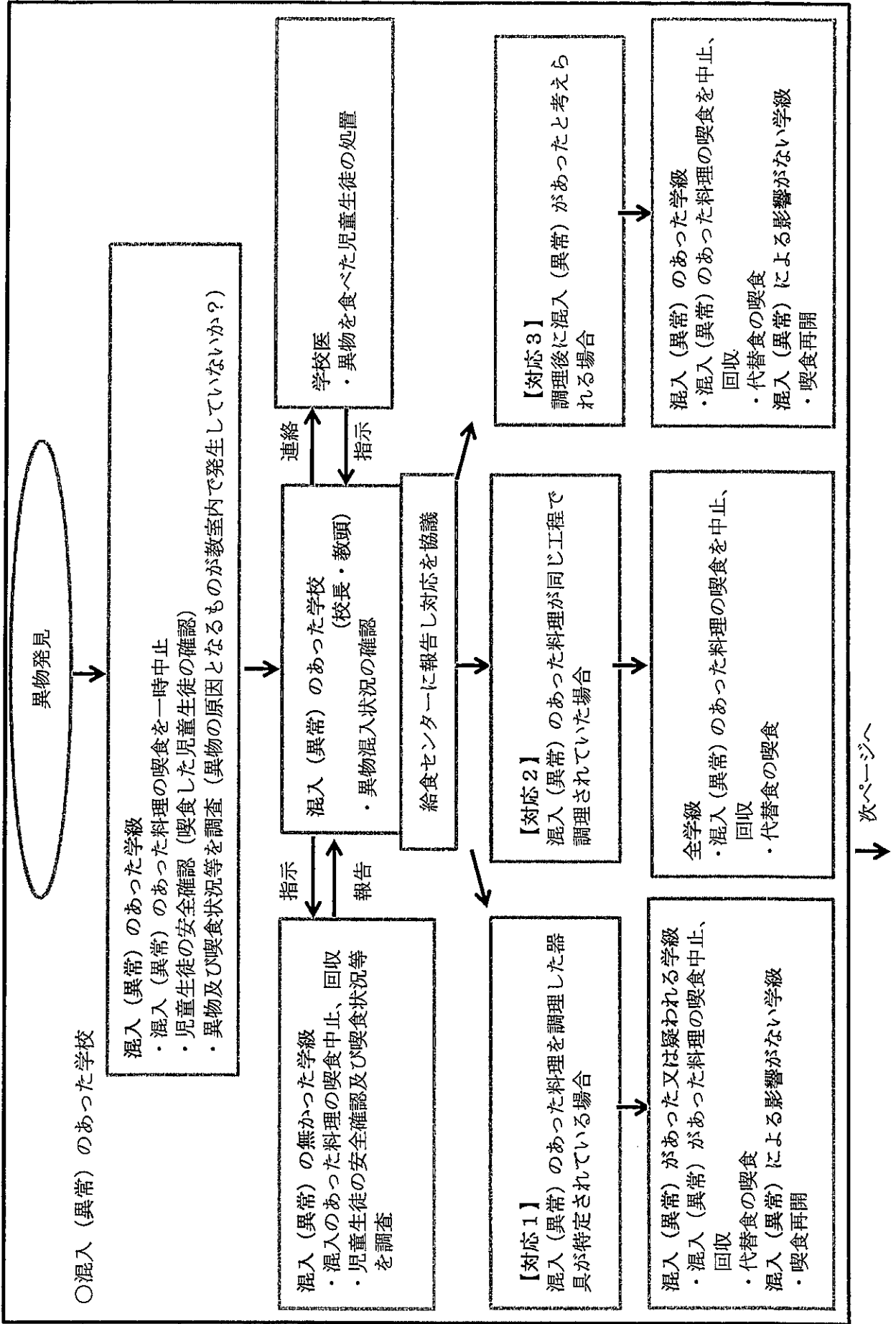
学校教室内で異物混入が発見された場合の対応

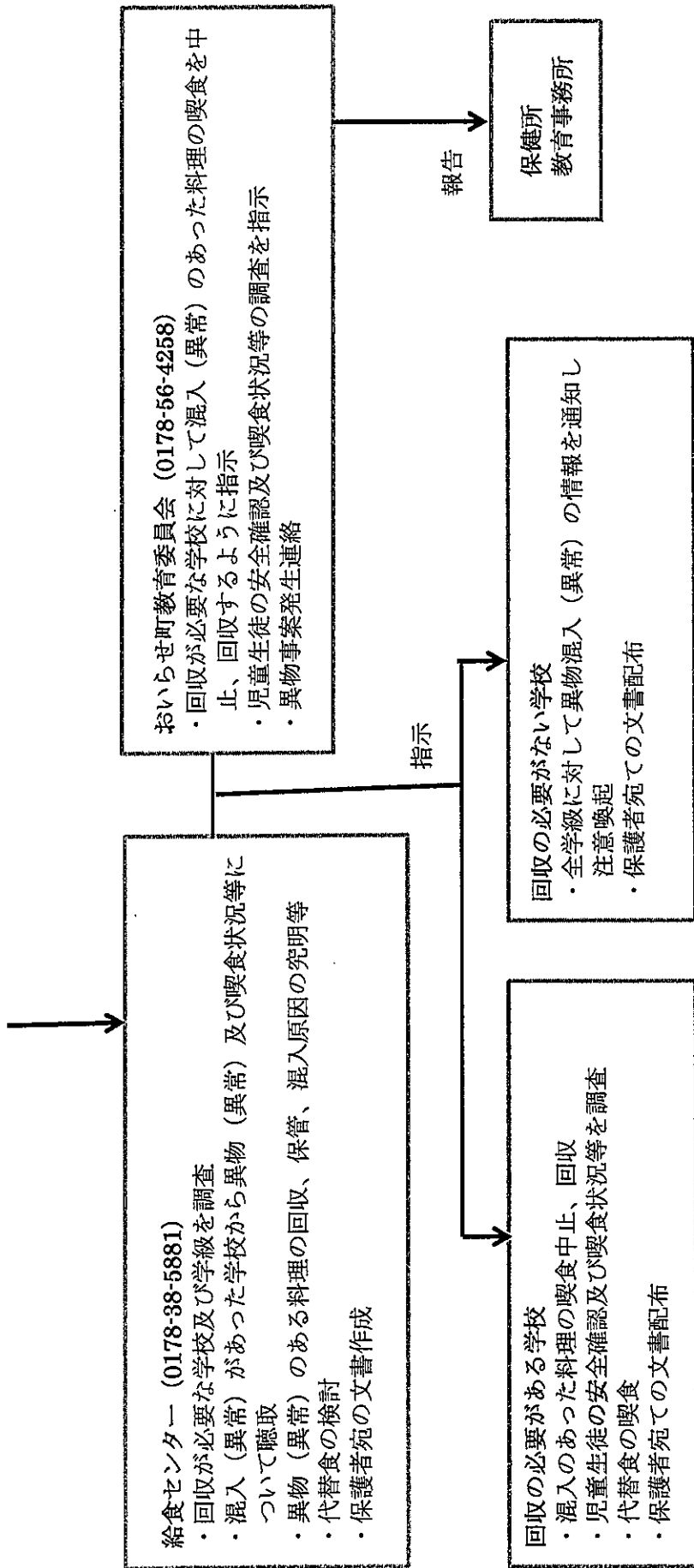
分類Ⅰ 喫食することにより、児童生徒の生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対処



学校教室内で異物混入が発見された場合の対応

分類Ⅱ 喫食することにより、児童生徒の健康への影響が大きいと思われる異物が混入していた場合の対応





5 事故後の対応

(1) 保護者への対応について

- ① 異物混入により給食の中止又は一部中止の場合は、保護者へ事実経過等を文書で報告する。
- ② 異物混入により献立変更が生じた場合も、保護者へ文書で報告する。
- ③ 当該児童生徒及び保護者には、電話や訪問などで連絡をとり、体調の把握に努める。
- ④ 体調不良の児童生徒については、学校医・教育委員会と協議し対応する。

(2) 報道対応について

- ① 報道発表の判断は、教育委員会で協議のうえ決定する。発表の判断基準は、異物混入の状況により判断する（危険異物については、原則、報道発表する）。
- ② 報道発表すると判断した場合、または、新聞等で報道されることが想定される場合の対応窓口は、給食センター・教育委員会（学務課）とする。
- ③ 報道機関へ発信した情報内容は、各学校へも情報提供する。

【様式】

○異物混入事故報告書（様式1）

令和 年 月 日

学 校 名

報 告 者 名

異物混入事故報告書

1 発見日時	令和 年 月 日 () 時 分
2 発見場所	
3 発見者	
4 混入していた異物名	名称、形状、材質等
5 混入していた料理名と 混入場所 (食べ物の中か外か)	
6 発見時の状況 (より具体的に)	例) 盛り付けの前、口に入れた時 等
7 被害状況	健康被害など
8 対応状況	給食の中止、継続、注意喚起等
9 その他	教室内に異物混入要因

※写真、画像を添付すること